

ID: 3065

担当部署: 農林課

処分の概要	飼養の登録の更新		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第5項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】			
法第19条第5項の規定による。 (飼養の登録)			
第19条			
5 前項の有効期間は、登録を受けた者又は次条第1項の規定により登録鳥獣(第1項の規定により登録を受けた鳥獣をいう。以下この節において同じ。)の譲受け又は引受けをした者の申請により更新することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月30日	最終変更年月日	年 月 日